

「地域包括支援センター事業実施基準」

令和元年度事業

項目		実施基準
運 営 体 制	1 職員の適正配置	・3職種を定数配置している
	2 専門性の確保	・職員別研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている
	3	・研修内容を、センター職員内で報告・共有する機会を必ず設けている
	4 緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している
	5 苦情解決体制の整備	・苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している
	6 個人情報の保護	・個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している
	7 介護予防プラン作成	・職員一人あたりのプラン作成が「介護予防支援」「第1号介護予防支援事業(初回ケアマネジメントは含まず)」合わせて 20件以下
	8 中立・公正性の確保	・介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りが無い(占有率50%未満)
業 務 別 取 組 み	9 高齢者支援のためのネットワークの構築	・地域ケア会議において、地域課題に関して検討している
	10	・ランチ連絡会を隔月に1回以上開催している
	11 包括的・継続的ケアマネジメント	・介護支援専門員個別相談延件数が圏域内事業者数の2倍以上ある
	12 (ケアマネ支援)	・居宅介護支援事業者連絡会を隔月に1回以上開催支援している
	13	・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている *区単位での実施も可
	14 総合相談	・総合相談件数が、年度当初の圏域高齢者人口の3.0%以上
	15	・総合相談延件数が、年度当初の圏域高齢者人口の8.0%以上
	16	・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけている
	17 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している
	18	・インフォーマルサービスの一覧表等を作成し、居宅介護支援事業所と情報共有している
19 認知症高齢者等支援	・認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている	
20	・区認知症施策を推進する会議に参画し、取組みに協力している	
21	・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、認知症高齢者等支援のための講演会・研修会等を開催している	
22	・担当圏域内で通報受理され、地域包括支援センターが対応したケースについて、記録、書類等が適切に作成され、ケースごとに時系列的に保管されている	
23 虐待防止・権利擁護	・地域包括支援センターが組織として進捗管理を行いながら、適切に事例に対応し、虐待対応を終結につなげている	
24	・地域住民や介護保険事業者等に対する高齢者虐待防止の講演会・研修会等を計画的、戦略的に開催している	
25	・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	
26 センターの周知活動	・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取り組んでいる	
27 認知症対応力強化	・区域における認知症対応力を強化するための取組みを行っている	

いずれもを満たす

担当ランチがない場合は、評価不要とする

認知症強化型地域包括支援センターのみ